

制度のご利用にあたって

- 制度のご利用にあたっては、以下の点に特にご注意ください。

①新潟市内に生息する飼い主のいない猫であること

手術依頼時、飼い猫である場合はこの制度を利用することができません。

②助成券が手元に届いてから手術を行なうこと

助成券の発行前に実施された手術は、本制度の対象外となります。

助成券の発行日から2ヶ月以内に不妊去勢手術を実施してください。

期間は、令和5年4月1日からとなります。

先着順で受け付け、予算額に達したら終了となります。

③申請者本人が猫を連れて動物病院に行くこと

手術時に誓約書の記入をしていただき、本人確認をいたします。運転免許証・健康保険証等をご持参ください。

飼い主のいない猫は病歴や健康状態がわからないため、手術にはリスクが伴います。検査の結果によっては手術できない場合もあります。あらかじめ動物病院とよくご相談ください。

手術したことが外見で判別できるようオスは右耳、メスは左耳の先端約1cmをカットしてもらってください。

④周囲の理解を得て環境の美化に努めること

猫に関するご近所トラブルが多く報告されております。本事業に関し、多くの方の理解が得られるようにご協力をお願いいたします。

手術後に現地調査をさせていただく場合があります。

※申請内容に虚偽が認められた場合、助成金の返還を求めることがあります。

※新潟市動物愛護協会では飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成制度等の活動を継続していくために、当協会への入会をお願いしています。皆様のご支援ご協力をお願いいたします。

この事業は新潟市の補助金を受けて実施しております

お問い合わせ先

新潟市動物愛護協会事務局（新潟市動物愛護センター内）

〒950-0933 新潟市中央区清五郎343番地2

電話 025-288-0017

FAX 025-288-0018